昭和30年国勢調査の概要

調査の期日

昭和30年国勢調査は、昭和30年10月1日午前0時現 在によって行われた。

調査の根拠法令

統計法(昭和22年法律第18号)第4条第2項ただし書の 規定に基いて行われた。調査の実施に際しては,統計法に 基き昭和30年国勢調査令(昭和30年政令第72号)および 関係告示ならびに昭和30年国勢調査施行心得(昭和30年 総理府訓令第4号)が側定された。

調査の地域

昭和30年国勢調査は,調査の期日現在においてわが国の 行政権がおよんでいる全地域について行われた。したがっ て, つぎに掲げる諸島については調査を行わなかった。

- 色丹島,水晶島,勇留島,秋勇留島,志発島および 多楽島
- 2 孀婦岩の南の南方諸島 (小笠原群島, 西之島および 火山列島をいう。)
- 3 沖の鳥島および南鳥島
- 4 東経 131 度 52 分 30 秒, 北緯 37 度 15 分にある竹島
- 5 硫黄鳥島, 伊平屋島および北緯 27 度以南の南西諸島 (大東諸島含む。)

昭和30年国勢調査の調査の地域を前回の昭和25年国勢調査のそれと比較すると、今回は、昭和26年12月5日にわが国に復帰した正噶喇列島(鹿児島県大島郡十島村、昭和27年5月1日現在の人口2968, 面積87.54平方粁)および昭和28年12月25日に復帰した征美群島(鹿児島県名瀬市および大島郡の三島村および十島村を除く町村、昭和29年3月1日現在の人口201132, 面積1292.38平方粁)の地域が追加されている。

調査の対象

昭和30年国勢調査で調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口であって、これをそれぞれその地域に帰属せしめたものである。ここで、「常住している」人とは、当該世帯に3カ月以上住んでいるか、あるいは3カ月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれその住んでいる場所で調査したが、つぎの特殊な人口については、一般の定義とは取扱いを区別し、つぎのようにそれぞれ調査される場所の所在する市町村の人口とした。

- 1 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に掲げる 学校,同法第83条の各種学校および同法第98条の規 定により存続している学校に在学している人について は,居住期間の如何をとわず通学のために宿泊してい る場所(たとえば自宅,下宿先,寄宿舎等)で調査した。
- 2 病院または診療所に入院している人は、入院してすでに3カ月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外は3カ月以上入院のみこみの有無にかかわらず自宅で調査した。
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる人で陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。(後者の場合は、その船舶が調査時後3日以内に本邦の港湾に入った場合に限る。)
- 4 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛 隊の使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍をおく 地方総監部の所在する場所で調査した。
- 5 監獄の在監者 (刑事被告人を除く。)または少年院の 在院者は、すべてその監獄または少年院で調査した。
- 6 常住している場所がないか、またはどこを常住している場所としてよいかわからない人は、調査時にその人のいた場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は,外国人といえどもすべて調査の対象となったが,とくにつぎに掲げる人は調査から除外された。

- 1 アメリカ合衆国および国際連合の軍隊の構成員およ び軍属ならびにそれらの家族
- 2 外国政府または国際機関の公務を帯びて本邦に駐在 する者およびこれに随伴する者ならびにそれらの家族

調査の事項

昭和30年国勢調査では、つぎに掲げる事項について調査を行った。

- 1 世帯の種類
- 2 住居の種類、住居の種類が住宅である世帯について その所有の関係および居住室の畳数
- 3 世帯員の氏名
- 4 世帯員の世帯主との続柄その他世帯における地位
- . 5 世帯員の男女の別
 - 6 世帯員の出生の年月日
 - 7 世帯員の配偶の関係
 - 8 世帯員の国籍

9 昭和 16 年末までに生れた世帯員について、昭和 30 年 9 月 24 日から同月 30 日までの 7 日間における就業 状態、所属の事業所の名称、所在地 および 事業の種 風、職業の種類ならびに従業上の地位

調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とする内閣総理大臣一 都道府県知事一市町村長の指揮系統を通じて行われた。

調査の実施に先立ち、調査の地域全域にわたって調査区が設定され、調査区ごとに地図が作成された。調査区は一般の場合、1調査区が平均50世帯を含むように設定され、その数は一般調査区 365 954、特別調査区 25 637 である。

実地の調査には、昭和30年国勢調査のためとくに任命された377578人の国勢調査員が従事し、また国勢調査員の指導、調査票の内容検査などのために16147人の国勢調査指導員が任命された。国勢調査員は、原則として1人1調査区を受持ち、9月24日から30までの間に準備調査を行い、10月1日から3日までの間に実地調査を行った。

調査に用いられた国勢調査調査票は、1枚に 10 人記入できる世帯票で、各世帯ごとに作成され、調査票の記入は、世帯主または世帯の代表者が、その世帯員について、前述の調査事項のうち3から8までの事項を記入して申告し(自計申告)、その他の事項(1、2および9)は、国勢調査員が質問して記入(他計申告)する方式によった。

なお, 自衛隊地域および矯正施設の調査は, 国勢調査特 別調査票(連記票)を用いて行われた。

集計および結果の公表

昭和30年国勢調査による最初の結果数字として、男女別人口および世帯概数を昭和30年12月6日に公装し、同月12日に「全国都道府県郡市区町村別世帯および人口概数」を刊行した。

確定人口は、全国から統計局に進達された調査票によって集計を行い、昭和31年1月31日、2月22日および2月25日の3回に分けて逐次官報により公表し、また同年3月

には「全国都道府県郡市区町村別人口(確定数)」を刊行した。「昭和30年国勢調査報告,第一巻」は、この確定人口のほか市町村別の面積、市町村別人口の昭和25年との比較等を収録し、正規の報告書として編集したものである。

1 %抽出集計は、調査票 100 枚ごとに 1 枚の割合で抽出した調査票を用いて集計した。この集計は全調査事項について行われ、全国、市部、郡部については細かい分類区分による結果を、都道府県および六大都市についてはやや集約した分類区分による 結果を表章した。この集計は昭和31年11月に完了し、その結果は昭和31年10月~12月にわたり逐次「昭和30年国勢調査 1 %抽出集計による結果連報」(全国 9 分冊、都道府県および六大都市 52 分冊)として刊行した。「昭和30年国勢調査報告、第二巻」(3 分冊)は、連報によって公表した 1 %抽出集計結果を正規の報告書として編集したものである。

全数集計は,全調査票によって集計を行い,集計結果は, 全国,都道府県別に詳細な事項を表章するほか市町村別に 全調査事項にわたる主要事項を表章した。集計は都道府県 ごとに行い,昭和34年3月に完了し,その結果を報告書 第五巻として各都道府県毎に46冊に分冊し,昭和34年6 月までに逐次刊行した。

全国に関する全数集計の結果は、「第三巻その一」に男女の別,年令,配偶関係,国籍,世帯および住宅に関する結果を収載し,本書すなわち「第三巻その二」においては労働力状態, 産業, 職業および従業上の地位に関する結果を集録刊行した。

以上のほか、従業地に関する結果を「第四巻」として公表し、国勢調査結果の分析編として「第六巻最終報告書」を刊行する予定であり、また付録として「日本人口地図」を逐次刊行している。

なお、1%抽出集計および全数集計の集計事項は、第一 巻4頁および5頁の表1および表2に記載したからこれを 参照されたい。

用語の解説

以下に述べる労働力状態,産業,職業および従業上の地位は,昭和16年末までに生れた人について,昭和30年9月24日から30日までの1週間(以下調査週間という。)の事実によって調査を行い,集計は昭和15年9月30日までに生れた人(満15才以上の人)についてのみこれを行った。ただし,1%抽出集計では,昭和25年国勢調査(満14才以上の人について集計した。)の結果と比較できるように,満14才の人についてである集計を行い,これを特掲することとした。

労働力状態 (2区分) および男女別14才人口 (第2巻, その二,統計表第16表) 産業 (大分類) および男女別14才就業者数 (第2巻, その二, 統計表第17表)

職業(大分類) および男女別14才就業者数(第2巻, その三,統計表第17表)

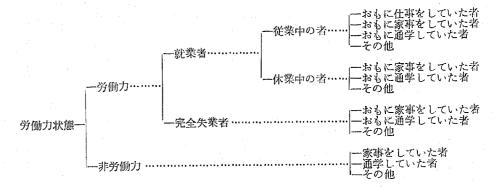
労働力状態

調査にあたっては、まず、調査週間中おもに何をしていたかによって「おもに仕事(収入になる仕事。以下同じ。)をしていた者」、「おもに家事をしていた者」、「おもに通学していた者」および「その他」の四つに区分した。つぎに、このうちおもな活動が家事、通学またはその他であった人

について、調査週間中に (1) 仕事を少しでもしたか、(2) 仕事を探してい事を少しもしなかった人で、仕事をもってはいたが休んで 労働力状態は、こいたか、(3) 仕事を少しもせず、仕事をもってもいなかった のように区分した。

人で仕事を探していたかを順次質問した。

労働力状態は、これらの質問に対する答中によってつぎ のように区分した。



上に示した各区分の内容を概説するとつぎのとおりであ ス

従業中の者一調査週間中、賃金,給料,手当、利潤,手数料その他形態の如何をとわず、収入になる仕事を少しでもした人をいう。したがって、会社、工場、商店、官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん,農家、漁家、商店、工場などの業主が自分の経営する仕事に従事した場合、および医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて従業中の者に含まれる。

また,これら農家、商店、医院などの家族が家業の手 伝いをした場合には、無給であっても収入になる仕事を したこととして従業中の者に含めた。

休業中の者一収入になる仕事をもってはいるが、調査週 間中少しも仕事をしなかった人をいう。たとえば、休暇 をとって仕事を休んでいた人、悪天候や労働争議で仕事 をしなかった人, 病気, 家事, その他の個人的事情で仕 事ができなかった人などがこれにあたる。ただし、これ ちの人のうち、雇用者などで仕事を休んだためこの1週 間の賃金、給料などが全く支給されなかったような場 合,および自分で事業を営んでいる人またはふだん無給 で家業に従事している人が仕事を休んだ場合には、仕事 を休みはじめてから30日にならない場合に限り、収入に なる仕事をもっていることとして休業中の者に含めた。 完全失業者一調査週間中,収入になる仕事を少しもせ ず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につく ことが可能であって、かつ仕事を積極的に探していた人 をいう。事業をはじめるための資本の調達などに奔走し ていた人などもこれに含まれる。

非労働力一調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、 また仕事をもっていなかった人のうち、仕事につくこと が不可能であるかまたは仕事を積極的に探さなかった人 をいう。たとえば、病気、老令などで働くことができな い人、財産収入、恩給受給などで働く必要のない人、 もっぱら家事や学業に従事していた人などで,収入になる仕事をもっておらず,かつ積極的に仕事を探していなかった人などがこれにあたる。

なお、この報告書で「労働力」とは、以上のうち「従業中の者」、「休業中の者」および「完全矢業者」を総括したものをいい、「就業者」とは、「労働力」に含まれる人のうち「従業中の者」と「休業中の者」を合わせたものである。

この労働力状態の区分は、昭和 25 年国勢調査においても同様であった。もっとも昭和 25 年のときは、10才~13 才の者についても調査を行ったこと、就業時間をも調査したこと、その他調査票の形式、質問の順序などの点に相違があった。

産 第

産業は、従業中の者については、調査週間中その人が実際に働いていた事業所の事業の種類により、休業中の者については、ふだんその人が働いている事業所の事業の種類によって、その分類項目をきめた。働いていた事業所が二つ以上ある場合には、その人がおもに働いていた事業所の事業の種類によった。また、事業所が二種以上の事業を営んでいる場合には、おもな事業の種類をとった。

産業分類は、日本標準産業分類(昭和26年政令第127号)に基き、昭和30年国勢調査の結果表章に用いるためとくに作成したもので、12の大分類、38の中分類および121の小分類から構成されている。

分類の詳細については、総理府統計局刊行のつぎの冊子 を参照されたい。

昭和 30 年国勢調査産業分類 分類項目名,説明および 内容例示(昭和30年10月刊)

昭和 30 年国勢調査 国および地方公共団体の産業分類 適用例(昭和30年10月刊)

昭和 30 年国勢調査産業分類 産業名索引 (昭和 30 年 10 月刊)

昭和 30 年国勢調査に用いる産業・職業分類項目の解説

(昭和30年7月刊)

この産業分類は、岩干の分類項目 を 組替 え ることにより、昭和 25 年国勢調査用の産業分類と接続させることができるように配慮されている。

大分類の場合は、つぎの点について組替を行えば昭和25 年国勢調査の結果と接続する。

- 1 「土木建築サービス業」(昭和30年小分類番号 112, 就業者 12133人) は、昭和30年には大分類「Xサービス業」に属しているのに対し、昭和25年には「V建 設業」に包含されている。
- 2 「駐留軍」(昭和30年小分類番号119,就業者193554人)は、昭和30年には大分類「Xサービス業」に属しているのに対し、昭和25年は「進駐軍事務」(昭和25年小分類番号134,就業者216100人)として大分類「XI 公務」に属している。

さらに、昭和 30 年の「駐留軍」はアメリカ合衆国 軍隊および国際連合軍隊の施設の就業者(もちろん調 査対象となった者のみ)全部を包括しているのに対し て、昭和25年の「進駐軍事務」は、他のいずれの小分 類項目にも分類されない進駐軍施設関係の就業者のみ を包括しており、昭和30年の「駐留軍」とは分類が異 っている。しかし、昭和25年の「進駐軍事務」就業者 216 100 人は当時の進駐軍関係の全就業者の主要部分 を占めているとみて差支えない。当時の進駐軍の要員 は 258 000 人であった。 なお昭和30年の産業中・小分類と昭和25年のそれとの関係については「付3昭和25年・30年産業分類比較表」(425頁)を参照されたい。

職業

職業は、従業中の者については、調査週間中その人が働いていた事業所で実際に従事していた仕事の種類により、 休業中の者については、その人がふだん働いている事業所で実際に従事していた仕事の種類によってその分類項目を きめた。その事業所で調査週間中二種以上の仕事に従事し た場合には、おもな仕事の種類をとった。

職業分類は、昭和30年国勢調査の結果表章に用いるためとくに作成したもので、10 の大分類、39 の中分類および246 の小分類から構成されている。分類の詳細については、総理府統計局刊行のつぎの冊子を参照されたい。

昭和30年国勢調査職業分類 分類項目名,説明および内 容例示(昭和30年10月刊)

昭和30年国勢調査職業分類 職業名索引 (昭和30年 10月刊)

昭和30年国勢調査に用いる産業・職業分類項目の解説 (昭和30年7月刊)

昭和30年国勢調査の職業分類と昭和25年国勢調査の職業分類の比較については、昭和30年の大分類項目は次の表に示したように昭和25年分類の小分類項目を同年の大分類項目に編入または除外すると比較することができる。

昭和 30 年・25 年職業大分類の比較

	昭 和 30 年 (大分類)	昭 和 25 年 (大分類)	移項項目(昭和 25 年分類の小分類項目)
1	専門的,技術的職業従事者	I 専門的技術的職業	除 外 項 目 13 製図員および写図員 15 航海士,船舶機関士および水先案内人 (機関長を除く) 35 職業スポーツ家および関連従業者
<u> </u>	管理的職業従事者	II 管理的職業	除 外 項 目 49 鉄道専務車掌 54 船長,機関長および事務長(漁船を除く)
Ш	事務従事者	Ⅲ 事務従事者	除 外 項 目 66 鉄道(専務を除く)電車,バス車掌
	販売従事者	IV 販売従事者	編 入 項 目 213 監督および職長(他に分類されない)— 産業別—(卸売業および小売業)
	農林,漁業従事者および類 似職業従事者	V 農夫,伐木夫,猟師,漁夫 および類似従事者	除 外 項 目 98 漁船の船長,機関長および事務長
VI	採鉱,採石従事者	IV 採鉱採石的職業	編 入 項 目 229 発破係
VII	運輸從事者	VII 運輸的職業	編 入 項 目 15 航海士,船舶機関士および水先案内人 (機関長を除く) 49 鉄道専務車掌

		54 船長,機関長および事務長(漁船を除く) 66 鉄道(専務を除く)電車,バス車掌 98 漁船の船長,機関長および事務長 231 操車掛,信号係,転敞手および連結手
™ 技能工,生産工程従業者お よび他に分類されない単純 労働者	₩ 特殊技能工, 生産工程従業 者および単純労働者(他に 分類されない)	編 入 項 目 13 製図員および写図員 除 外 項 目 213 監督および職長(他に分類されない)― 産業別―(卸売業および小売業) 224 洗濯工および洗張職 229 発破係 231 操車掛,信号係,転輸手および連結手
IX サービス職業従事者	IX サービス職業	編 入 項 目 35 職業スポーツ家および関連従業者 224 洗濯工および洗張職
X 分類不能の職業	X 分類不能の職業	

注) 除外項目とは昭和25年職業大分類から除く小分類項目である。また編入項目とは昭和25年職業大分類に加える小分類項目である。

昭和30年の職業分類は、昭和25年に比し上の表のよう に大分類項目についてもかなり改訂されているが、中分類 および小分類の項目については、さらに広範にわたって編 成替が行われ、とくに技能工および生産工程従事者等の職 種については組替比較の困難なものが少くない。このため 中分類および小分類による職業別就業者の昭和25年・30年 の比較表は本書に掲載を見合せ、集計結果を検討の上別に 公表する予定である。最近、職業分類については、行政管 理庁統計基準局において「日本標準職業分類」の作成作業 が進められており、また第9回国際労働統計家会議におい て「暫定的国際標準職業分類の中分類」が決定された。昭 和30年において国勢調査に用いる職業分類が改訂されたの は、おもにこれらの標準分類との関連を考慮した結果であ る。

従業上の地位

従業上の地位は、従業中の者については、調査週間中その人が働いていた事業所における地位により、休業中の者については、その人がふだん働いている事業所における地位によって、つぎの五つに区分した。

雇用者のある業主一個人で事業を経営している人で、その事業のために1人以上の雇用者を使用している人をいう。

雇用者のない業主一個人で事業を経営している人で、その事業のために雇用者を1人も使用していない人をいう。無給の家族従業者だけを使用して事業を営んでいる人もこれに含まれる。また、その事業のためにではなく、たとえば家事などのためだけに雇用者を使用している場合でもこれに含まれる。

家族従業者―同一世帯の世帯員で世帯主または他の世帯 員の経営する事業に無給で従事している人をいう。ただ し、親類の人の経営する事業を無報酬で手伝ったような 場合は、その事業主と同一世帯の世帯員でなくてもこれ に含まれる。

民間の雇用者一個人経営の商店、工場、医院、法律事務所などや会社、組合、その他の法人や団体に雇用されて賃金、給料などを受けている人をいう。会社、組合、その他の法人、団体などの有給の役員もこれに含まれる。日本専売公社、日本国有鉄道、農林中央金庫などに雇用されている人や駐留軍、国連軍で働いている人も民間の雇用者に含まれる。

官公の雇用者—国または都道府県、市区町村に雇用されて賃金、給料などを受けている人をいう。この場合常勤・非常勤または現業・非現業の如何をとわない。

この従業上の地位の区分は昭和 25 年国勢調査において も同様であった。ただし、進駐軍の要員は「官公の雇用者」 に分類した。昭和 25 年の調査では、この進駐軍の要員は 258 000 人であった。これに対し、昭和 30 年の駐留軍、国 連軍の施設の就業者は 193 554 人である。

年 令

年令は、調査期日(10月1日)現在による満年令である。

田鉾

二つ以上の国籍がある人の国籍は、日本と日本以外の国籍をもつ場合は日本とし、外国の二つ以上の国籍をもつ場合は、最初に記入された国籍によった。無国籍者は「その他」に含めた。

地 域

この報告書の統計表の地域表章は、全国に関する結果については、市部・郡部に区分し、さらに市部を人口5万以上の市部および人口5万未満の市部に2区分した。都道府県に関する結果については、六大都市についての結果もあわせて掲げた。これらの地域区分は、すべて調査期日(昭和30年10月1日)現在の行政区域によっている。